

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第5号

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

総社市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成22年総社市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、総社市立の小学校、<u>中学校若しくは義務教育学校</u>に在学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する<u>特別支援学級をいう。</u></p> <p>(2) 通級指導教室 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、総社市が設置する、障がいに応じた特別の指</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、総社市立の小学校若しくは中学校に在学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級</p> <p>(2) 通級指導教室 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、総社市が設置する、障がいに応じた特別の指</p>

改正後	改正前
<p>導を行う教室をいう。</p> <p>(3) 児童生徒 <u>学校教育法第18条</u>に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。</p> <p>(4) 保護者 <u>学校教育法第16条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条</u>に規定する者又はそれに代わる者として総社市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた者をいう。</p> <p>(5) 学校長 <u>児童生徒が就学する学校の校長</u>をいう。 (対象者)</p> <p>第3条 奨励費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、総社市又は他の市区町村で、同様の援助を受けている者は除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>に在学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者</p> <p>(決定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の決定のうち第3条第1号に該当する者については、次に掲げる基準により区分を決定するものとする。</p> <p>(1) 第1区分 <u>保護者の属する世帯の収入の額</u>が、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条に規定する<u>需要額</u>(以下この項において「<u>需要額</u>」という。)の1.5倍未満であるもの</p> <p>(2) <u>第2区分</u> <u>保護者の属する世帯の収入の額</u>が、<u>需要額の1.5倍以上2.5倍未満であるもの</u></p> <p>(3) <u>第3区分</u> <u>保護者の属する世帯の収入の額</u>が、<u>需要額の2.5倍以上であるもの</u></p> <p>3～5 略 (奨励費の種類及び額)</p> <p>第6条 奨励費の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>オンライン学習通信費</u></p> <p>2 略</p>	<p>導を行う教室</p> <p>(3) 児童生徒 <u>学校教育法第17条</u>に規定する学齢児童及び学齢生徒</p> <p>(4) 保護者 <u>学校教育法第16条及び児童福祉法第6条</u>に規定する者又はそれに代わる者として総社市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた者</p> <p>(5) 学校長 <u>児童生徒が就学する学校の校長</u> (対象者)</p> <p>第3条 奨励費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、総社市又は他の市区町村で、同様の援助を受けている者は除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>小学校又は中学校</u>に在学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者</p> <p>(決定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の決定のうち第3条第1号に該当する者については、次に掲げる基準により区分を決定するものとする。</p> <p>(1) 第1区分 <u>保護者の属する世帯の収入</u>が、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。<u>以下「令」という。</u>)<u>第2条第1号又は第2号</u>に規定する<u>金額未満の者</u></p> <p>(2) <u>第2区分</u> <u>保護者の属する世帯の収入</u>が、<u>令第2条第3号に規定する金額以上の者</u></p> <p>3～5 略 (奨励費の種類及び額)</p> <p>第6条 奨励費の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>3</u> 第2区分の保護者に対する奨励費の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号から第10号までに掲げるものとする。</p> <p><u>4</u> 第3区分の保護者に対する奨励費の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げるものとする。</p> <p><u>5</u> 通級通学者の保護者に対する奨励費の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号に<u>掲げる</u>ものとする。</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p><u>3</u> 第2区分の保護者に対する奨励費の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号、第3号及び第4号に規定するものに限るものとする。</p> <p><u>4</u> 通級通学者の保護者に対する奨励費の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号に<u>規定するものに限る</u>ものとする。</p> <p><u>5</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行し、同日以降のオンライン学習に要するオンライン学習通信費について適用する。